

# 住民持ち込み食品等の放射性物質簡易検査

三芳町では、消費者の食品等への安全・安心を確保するため、消費者庁から測定機器の貸与を受け、住民の皆さんが消費する食品等の放射性物質のスクリーニング検査（簡易検査）を無料で実施します。

検査をご希望の方は、次の事項又は検査実施要領を確認のうえ、お申込みください。



## ■検査申請対象者

町内にお住まいの方が対象となります。

## ■検査対象食品等

町内で消費される食品や飲料水（井戸水）等、住民が自家消費を目的に生産栽培した農産物等が対象です。なお、検査が終了した食品等は返却します。

### （検査対象外となる食品等）

- ①販売目的の食品等は、検査の対象としません。
- ②食品等の安全・安心という貸与目的のため、土壌や尿は対象外です。

## ■検査日時

毎週火・木曜日（祭日の場合は翌日）

午前10時30分から午後4時30分（1日4検体の検査を予定します）

## ■検査場所

三芳町役場 2階 環境課隣の会議室

## ■検査機器

（株）日本医療器研究所（スウェーデン王国 ガンマデータ・インストゥルメント社製 GDM-12（NaI（TI）シンチレーション検出器））

## ■予約受け付け及び検査申請

電話及び環境課窓口による完全予約制で、検査日及び時間を予約します。予約後、検査申請書（町ホームページからダウンロード可能）に必要事項を記入のうえ、申請（検査日の申請でも可能）してください。

予約は1人につき1回1品目で、申請した検査が終了するまで、次回以降の検査予約は受け付けできません。

予約受け付け場所 三芳町役場 2階 環境課 258-0019（内線216・217）

予約受け付け時間 午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝祭日等の休日は予約及び検査申請はできません。

## ■検査の当日の流れ

予約された検査日時に、検査申請書（写し）及び下記のとおり処理された検査する食品等を持参し、環境課窓口にお越しください。

- ①検査する食品等は、自宅で洗浄（調理前の状態）し、可食部をできる限り細かくみじん切り（フードプロセッサーなどを利用して）にして、ビニール袋に密封してください。（検査場所では、洗浄したり 切ることができません）
- ②井戸水等は、よく洗浄した不要なペットボトル等の容器に入れてください。
- ③正確に検査するためには、1リットル容器を隙間なく満たす必要があるため、検査する食品等は1kg又は1リットル以上を持ち込んでください。
- ④冷凍した食品等は、解凍してから持ち込んでください。

検査に使用した検体や袋などは、すべてお持ち帰り願います。他の検査に影響しますので一切お預かりできません。

## ■検査結果

検査時間は40分～50分程度かかります。結果については、申請書の検査結果欄に記入のうえ、検査終了後に検査済の食品等とともに直接お渡しします。

この検査は、簡易型放射性物質分析機器を使用して行うもので、住民の皆さんが持ち込んだ食品等が基準値よりも確実に低いかどうかを判断するための簡易検査です。

また、検査希望者の申請による自主検査であるため、公表はいたしません。また専門の検査機関ではないため、検査済証明書等の発行はいたしません。

## ■検査予約と検査当日の流れ

### 検査予約

検査日及び時間の予約



検査申請書の提出



### 検査当日の流れ

みじん切りの野菜等を準備



役場 環境課へ持参  
(予約された日時)



検査 (50分程度)



検査結果の報告

- ・電話及び環境課窓口による完全予約制です。
- ・予約後、検査申請書を提出してください。
- ・検査申請書（写し）を返却します。
- ・野菜等を細かくみじん切りにしてください。
- ・野菜等から出た水分も含め、1リットルをビニール袋で密封してください。
- ・検査申請書（写し）を持参してください。
- ・検査結果については、申請書の検査結果欄に記入し、お渡しします。
- ・検査に使用した検体やビニール袋は、すべてお持ち帰り願います。

■問合せ 環境課 環境対策係（内線 216）  
観光産業課 商工観光係（内線 214）